

# 人材育成・技術継承について

令和 5 年 3 月



# I. 首里城復興基金事業での人材育成・技術継承について

再掲\_第1回監修会議



## 【人材育成・技術継承の3本柱】

4者：国・県立芸大・指定管理者・県

### I. 首里城復興基金事業

「首里城復興基本計画」(R3.3 沖縄県)における「基本施策1：正殿等の早期復元と復元過程の公開」として、県内外の人々の想いを実現(カタチに)し見せていくとともに、「基本施策5：伝統技術の活用と継承」として、制作現場が人材育成や技術継承の機会を提供する場にもなる。

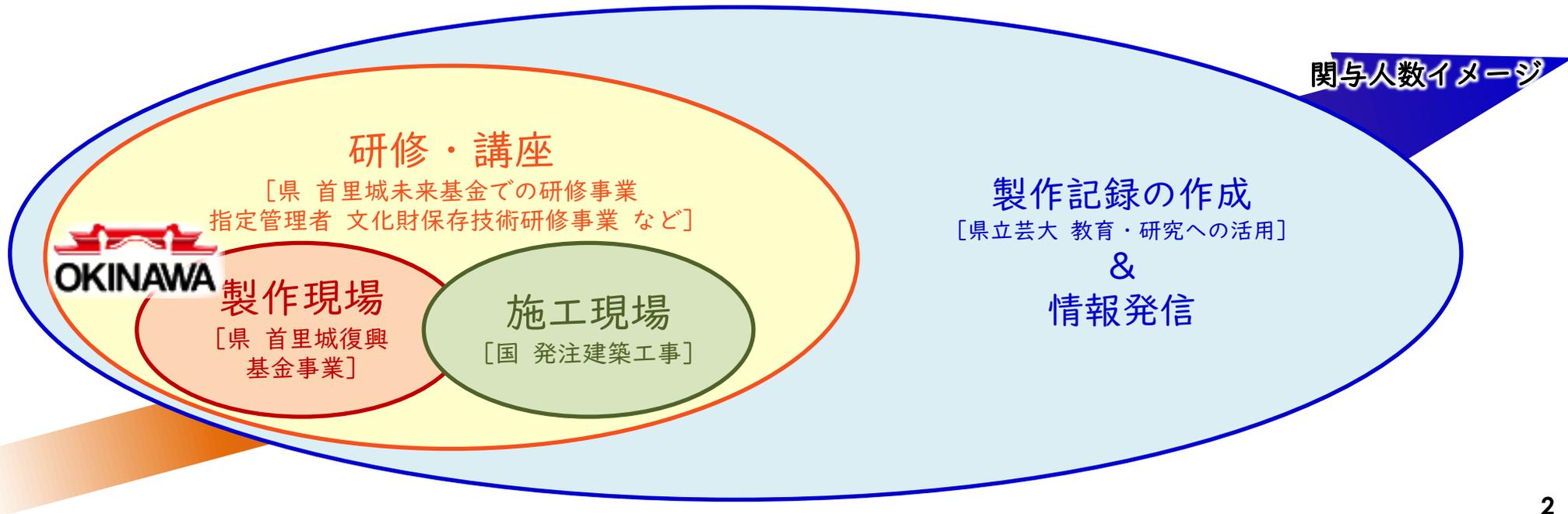
### II. 首里城未来基金

令和4年度から開始しており、「基本施策5：伝統技術の活用と継承」と同様に、「伝統的な建築等の技術の人材育成による継承」として、研修や講座(先進事例地含む)などを令和5年度より実施する予定。

### III. 4者の連携協定

県立芸大や指定管理者と連携し、国や県の現場体制の構築、現場研修(OJT)や講座(Off-JT)等の実施に加え、製作記録の教育・研究活動における教材での活用を図る。

また、首里城復元に資する伝統技術について広く関心を持ってもらえるように情報発信を行うので、製作記録は情報発信の素材としても活用することを視野に、将来の製作技術者の候補や伝統技術継承への理解者の裾野を広げることを目指す。



### 【製作記録作成の目的】

- 今回復元は製作にかかる技術を発揮・継承する貴重な機会であり、その記録を作成し**保存・活用**することで、今回製作に直接携わることができない技術者や次世代の技術者の育成に資する。
- 撮影した記録等を効果的に活用して情報発信を行い、「見せる復興」での「現地で今しか見れない製作作業」と相乗効果をあげることや広く関心を持ってもらうことを図る。

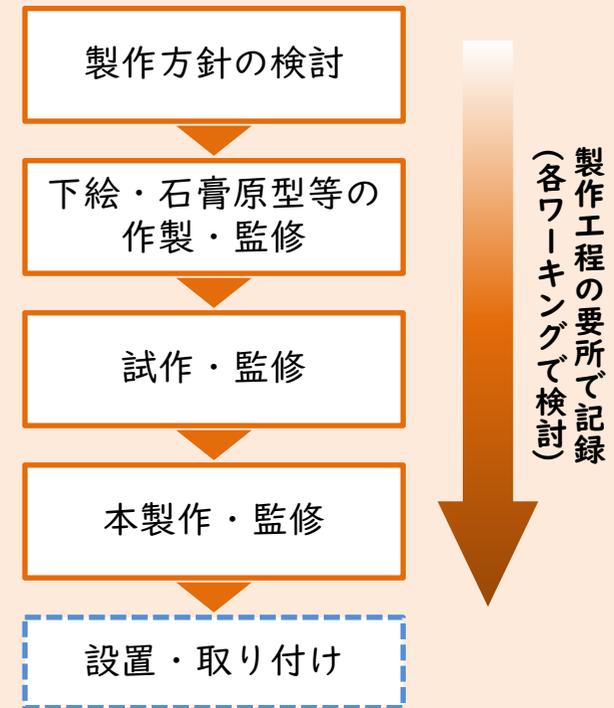
### 【記録の対象】

- 首里城復興基金事業の全対象（彫刻・焼物・瓦類・染織と調達物）

### 【製作記録作成の方針（案）】

- 各分野の教育や研究活動の教材として使用されることを想定しての記録を行うために、各ワーキングで検討する。
  - 製作の検討過程や工程、技術者の細やかで迫力のある「手わざ」として、動画や静止画による撮影を行う。
  - 下絵や石膏原型、試作模型などの製作の各段階を示す資料とともに、視覚以外で伝えるべき製作の要点や製作工程の要所や変更箇所などについて、監修者や製作技術者等へのヒアリングの実施やその状況も記録する。
- 情報発信の素材として、児童・生徒・学生を含めた一般の方の興味や疑問に対応できるよう、原料採取から完成までの時間軸、前回や類似事例と比較整理するなど、可能な限り幅広く、記録する。
- **製作記録の保存・活用のあり方についても検討する。**

### 【記録のタイミング】



# 3. 製作記録の対応状況

- 令和4年度については、材料調達状況や先行して製作を開始している石膏原型製作について記録撮影を実施。



那覇港への木材搬入状況の撮影



那覇港への木材搬入状況の撮影



首里城の木材倉庫への搬入



石膏原型製作状況



石膏原型製作状況



石膏原型製作の撮影

# 4. 製作記録の保存・活用に関する考え方（案）

- 製作記録については、動画や写真類の他、検討過程を編集し整理した記録集などがあり、製作の進行に応じて撮影した記録類や検討資料類を今後とりまとめる。
- 一方、製作過程で製作される下絵や原型等は原則一括して保存することが望ましいが、前回復元の製作物を含め、所有先を個々に精査していく必要がある。今回新規に製作する製作過程資料（下絵・原型等）については、①人材育成、②首里城復元・復興に関する展示や情報発信、③将来の改修に備える点など、様々な活用方法が想定される。今後の活用を踏まえた上で、所有・保管のあり方も引き続き検討する。

## 【記録別の所有・保管に関する考え方（案）】

分類	記録媒体	資料の 帰属先	保存の考え方	活用の考え方
製作に係る 写真、動画	【デジタル資料】 ・写真 ・動画	沖縄県 (※)	・電子データとして保存 (行政記録ではなく、長期保存を原則)	・製作過程の記録集（今後要編集） ・教材用記録（今後要編集）
製作に係る 検討記録	【紙資料】 ・監修会議、WG部会 資料 ・会議議事録 ・会議成果	沖縄県 (※)	・電子データとして保存 (行政記録ではなく、長期保存を原則) ※検討過程を示すものであり、資料と議 事録(日付等)はセットで残す必要が ある。	・HPにて公開 ・製作結果について精査しとりまとめた 記録集を今後作成
製作段階で 製作される 実物資料	・下絵 ・石膏原型 ・3Dデータ等	沖縄県 又は 国	・前回製作物については、現在の所有者 にて管理 ・新規製作物については、国又は県管理 (利用に応じて①～③が該当) ・写真・動画、3Dデータ類のデジタル 保存も視野に入れる。	①人材育成：高校や大学での教材利用 (芸大または博物館、教育機関で保管) ②展示や情報発信：首里城現地での展示 物(国・又は県で保管) ③将来の改修：国へ寄託
その他 関連資料	・委員及び関係機関 の論文、報告資料	執筆者・ 著作者	・検討記録と一括で保存(著作者の許可 に基づく)	・執筆者の許可に基づき活用(執筆者 名・資料等を原則記載)
	・古写真・絵図 ・写真	所有者	・オリジナルは所有者が所有 ・保存方法は検討記録と一括で保存(所 有者の許可に基づく)	・所有者への許可に基づき活用

※首里城復興に関する著作物に関する第三者の使用については、「首里城復興関連著作物使用要領(案)」に基づき使用申請を事前に提出して対応

# 3. 情報発信の方針

- 本事業は、会議終了後のマスコミへの会議資料や会議状況の説明（マスコミブリーフィング）や議事概要のホームページ等での公開を行う。[一次発信]
- さらに、県民や寄附者へ興味を持ってもらえるよう、製作や監修の進捗状況、製作技法の検討状況等を分かりやすく編集し、映像等を活用して、情報発信を行う。[二次発信]

## 【情報発信のイメージ】



### 【一次発信（例）】

- ✓ 監修会議の開催案内
- ✓ 会議終了後のマスコミブリーフィング
- ✓ 県HPでの会議資料及び議事概要の公開

### 【二次発信（例）】

- ✓ 会議やワーキングの開催や進捗状況の報告（県HPやSNS等スマートフォンでも容易な閲覧）

分かりやすく簡潔に編集



- ✓ 監修会議の開催案内
- ✓ 会議終了後のマスコミブリーフィング
- ✓ 県HPでの会議資料及び議事概要の公開

- ✓ 製作や監修の状況、技法等の検討状況の報告（県HPやSNS等スマートフォンでも注目）
- ✓ 撮影した映像・写真等を活用したコンテンツの作成・公開など（自由で応答性のある閲覧）

映像等で過程や動き・流れを見せる

